

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月26日
【事業年度】	第113期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	兼松株式会社
【英訳名】	KANEMATSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三輪 徳泰
【本店の所在の場所】	神戸市中央区伊藤町119番地 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦1丁目2番1号（東京本社）
【電話番号】	東京（03）5440-8111
【事務連絡者氏名】	主計部長 作山 信好
【縦覧に供する場所】	兼松株式会社東京本社 （東京都港区芝浦1丁目2番1号） 兼松株式会社大阪支社 （大阪市中央区淡路町4丁目2番15号） 兼松株式会社名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目9番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第113期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策とし、内部留保の充実を図りながら、業績に裏付けられた成果配分としての利益配分を行うことが基本と考えております。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨を定款に定めております。

当期は当期純利益を計上いたしましたが、利益剰余金が引き続き欠損となっており、いまだ配当を行うまでの十分な内部留保が積み上がっておりませんので、配当は見送ることとさせていただきました。更なる収益力の強化を図り、可及的早期の復配を目指す方針でおります。

（訂正後）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策とし、内部留保の充実を図りながら、業績に裏付けられた成果配分としての利益配分を行うことが基本と考えております。

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款にて定めております。また、同様に中間配当および期末配当の基準日を、それぞれ毎年9月30日および3月31日とする旨を定款にて定めており、取締役会の決議による年2回の配当を原則としております。

当期は当期純利益を計上いたしましたが、利益剰余金が引き続き欠損となっており、いまだ配当を行うまでの十分な内部留保が積み上がっておりませんので、配当は見送ることとさせていただきました。更なる収益力の強化を図り、可及的早期の復配を目指す方針でおります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～(5)

(略)

(6) 取締役の選任の決議要件

(略)

(7) 剰余金の配当等の決定機関

(略)

(8) 株主総会の特別決議要件

(略)

(訂正後)

(1) ～(5)

(略)

(6) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(7) 取締役の選任の決議要件

(略)

(8) 剰余金の配当等の決定機関

(略)

(9) 株主総会の特別決議要件

(略)